

東京弁護士会

会長 山 岸 憲 司 殿

# 提 言 書

平成21年12月21日

東京弁護士会法曹親和会

幹事長 坂 卷 國 男

法曹親和会は、弁護士人口が増加する中での東京弁護士会の将来のあり様につき、会務委員会内に、法曹人口・東弁将来構想P Tを設け、議論を重ね、これを会務委員会の全体会での審議を経て、下記の通り、若手会員の視点から東京弁護士会のあり様につき、提言書を取りまとめたので、貴会で東京弁護士会の将来構想につき議論をする際、参考として頂きたく、本提言書を提出する。

## 記

### 提 言 書

法曹（弁護士）人口が急増する中、10年後の東京弁護士会は会員数はほぼ1万人に達すると見込まれるが、その時点では、登録後10年未満の若手会員が会員のほぼ半数を占め、登録後15年未満のいわゆる全期世代は会員の過半数を超えることになる。

こうした将来においては、若手会員が東京弁護士会の運営を担っていくべきことになるが、若手会員については、現時点において、会務への無関心ないし弁護士会離れ（帰属意識の低下）といった現象がみられ、業務基盤の脆弱化とともに、新司法試験と新しい法曹養成制度による弁護士としての質の低下を懸念する声も強い。若手会員を取り巻く状況には大変厳しいものがあり、このままでは将来の弁護士会運営ひいては弁護士自治制度そのものが危ういものとなる恐れがある。

そこで、法曹人口・東弁将来P Tでは、どのようにすれば若手会員が弁護士会への帰属意識を高めることができるか、若手会員の業務を拡大し経済的基盤を安定させるためにできることは何か、さらに若手会員の弁護士としての質をどのように維持すべきかの各点につき議論を重ね、会務委員会の全体会の審議を経て、下記のとおり提言する次第である。

### 提 言 の 趣 旨

東京弁護士会は、

- 1 若手会員の会への帰属意識を高めるために、
  - (1) 新規登録会員に対し、40人から50人程度を一単位とするクラス制を導入し、クラスごとの研修や懇親、弁護士会執行部との意見交換会等の場を設ける。
  - (2) 会派から要請があった場合には、可能な範囲において、若手会員の会派加入に協力をする。
- 2 若手会員の業務基盤の安定のために、
  - (1) 法律相談や弁護士紹介制度等の業務関連広報の飛躍的増強を図る。
  - (2) 経費負担減少の見地から、新会館臨時会費の徴収を終了させるとともに、一般会費について所得が一定額に満たない場合の減免又は支払猶予を認める制度を創設する。また、低

コストで事務所経営ができるようなモデルプランを示すなどの支援をする。

3 若手会員の業務の質を高めていくために、

(1) 研修センターの各種基礎的講義メニューを充実させるとともに、上記クラス制の導入によって事例研究や報告の機会を継続的にもつようにすべきであり、これらを実施するための施設として可及的速やかに第二会館を取得する。

(2) O J Tの一つとして、法律相談センターにおける相談と事件受任の共同化（ベテラン会員と若手会員のペアによる担当）を図ったり、会派においてのO J Tも想定して、会派に帰属していない若手会員を、その求めに応じ会派に紹介する。

など種々の対応をすべきである。

## 提 言 の 理 由

1 若手会員の占める割合の大幅な増加とこれにともなう課題

平成 21 年 12 月 1 日現在の東京弁護士会会員数は 5828 人となっているが、新 62 期司法修習生が弁護士登録をすれば本年中に確実に 6000 人を超えることになる。新司法試験制度が定着し、法曹（弁護士）人口が毎年 2000 人程度ずつ増加して、東京弁護士会の会員も毎年 400 人程度ずつ増加すると、10 年後の東京弁護士会の会員数はほ 1 万人に達すると見込まれる。同時に、登録後 10 年未満の若手会員が会員のほぼ半数近くに、登録後 15 年未満の全期世代になると過半数を超えると想定される。

こうした若手会員が会員の過半を占めるようになったときには、若手会員が弁護士会の意思形成に大きな力を持ち、若手会員が中心となって弁護士会運営を担っていくべきことになるが、現状をみると、若手会員の会務への無関心ないし弁護士会離れ（会帰属意識の低下）といった現象がみられるとともに、その業務基盤の脆弱化や、新司法試験制度と法曹養成制度改革にともなう弁護士としての質の低下を懸念する声が高まっている。今後の若手会員を取り巻く状況には大変厳しいものがあり、現時点において速やかに若手会員のため有効な諸施策を講じていかないと、将来の弁護士会運営ひいては弁護士自治制度が危殆に瀕する恐れがある。

そのため、当 P T は、若手会員の弁護士会帰属意識の涵養、若手会員に向けた経済的支援、業務の質の確保の観点から以下の諸施策を提言するものである。

2 会帰属意識の涵養のために

(1) 新司法試験制度下の司法修習は、研修所での修習が二回試験直前のわずか約 2 ヶ月に留まり、かつてのように研修所同期同クラスといった、まとまりの核となる組織がない。東京弁護士会に入会した時点でも、新規登録会員は互いに面識がないことが多く、会務に熱心な一部の事務所にでも登録しない限り、同期や期を超えた会員間のつながりは乏しくな

って、弁護士会への帰属意識を涵養することは困難な状況になっていく。

そうした状況下においては、東京弁護士会が新規登録会員をはじめとする入会間もない若手会員に対し、帰属意識を涵養するため様々な手段を積極的に講じていく必要がある。

## (2) 具体策

### ① クラス制度の導入

新規登録会員（同期）につき、せいぜい40～50人程度でクラス分けをし、クラス毎に担当弁護士若干名（登録後5年～20年程度までの経験弁護士2～3名）を担当させる。新規入会后2年程度の期間、2、3ヶ月に一度クラス単位で集合して諸活動を行う。

クラスは、研修や懇親、弁護士会執行部との意見交換会等の会合の場として活用する。研修では、民事・刑事の基本的な事案に関し事例研究や報告をおこなったり、倫理研修を行ったりする（その後の5年、10年、20年といった節目の倫理研修にも対応できる）。入会当初は、会が主導的にクラスの活動を企画し、クラス担当弁護士がこれをリードするが、徐々にクラスの自主的活動に委ねるようにする。懇親会等を設け、同期であるが故に共通する業務上・個人生活上の悩み等を懇親の場で解消する。クラス担当弁護士は、平素から業務上の悩みについて相談に応じるものとする。

理事者は、現在新進会員活動委員会が行っている若手会員と語る会を、クラス単位での意見交換会に切り替えるなどして、会運営上の諸問題につき意見交換を行ったり、弁護士会の諸行事についてクラスを通じて参加を促す等する。

なお、クラス活動への一定回数の参加は、会務活動への参加とみなしてよいであろう。

### ② 会派加入への協力

クラス制度は、同期という横のつながりに留まるのに対し、会派はいわば弁護士の世代を超えた集合体であるので、先輩弁護士や後輩弁護士との縦のつながりをもつことが可能となる。会派を通じて、先輩弁護士から業務上必要な知識・経験を得たり、弁護士会務についての諸情報を得ることは有用である。

これまでは、新入会員は最初に登録した勤務先事務所の所長弁護士の会派に属することが通例であったが、所長弁護士が会派に属していなかったり、組織内弁護士として就職したり、登録即独立をしたりする新入会員は、会派に入りたくても伝がなくて入れないことがある。

弁護士会運営が、会派の協力を得て成り立っていることは否定しがたいことからしても、会派に属することができなかった新入会員のため、弁護士会は会派から要請があった場合には、可能な範囲においてこれに対応し、新会員の会派加入へ協力をすべきである（会派にはその魅力を語らせることが必要である）。

### ③ その他の対策

若手会員に対し弁護士会情報を適時かつ頻繁に提供することが必要であり、紙媒体に比べ会及び会員のコスト削減に寄与すると思われることから、一定の猶予期間を経て、

新規登録会員には会へのメールアドレス登録を義務づけ、東弁メールマガジンを受信できるようにするのも一案である（もっともメールによって提供される情報は、絶えず有用で魅力的でなければならない）。

このほか、現在の弁護士会の委員会には定員制度があつて、必ずしも若手会員が希望する委員会に参加できないことがあるが、定員を満たしているような委員会でも一定の年限に限って若手会員には自由参加（ただし、議決権行使は不可）を認め、委員改選時にはその出席状況を斟酌して正規委員に選任される途を開く等の配慮があつてよい。

### 3 経済的支援について

#### (1) 業務基盤安定の必要性

当番や国選の刑事事件と法テラスや法律相談センターの事件が収入の多くを占めるという若手会員も少なくないが、事件数の減少や会員数の増加によって、これら事件の受任機会も減りつつある。若手会員の経済的基盤が危うくなると、ますます弁護士会離れは進み、不祥事の懸念すら生じうる。若手会員が弁護士会に業務拡充を期待するところは大きく、弁護士会が若手会員の業務基盤の安定に力を注ぐべきことは言うまでもない。

#### (2) 具体的な業務拡充策の困難性

しかしながら、法律相談センターの相談件数減少傾向や、未だ順調な軌道に乗らない弁護士紹介センターの実情をみると、直ちにこうした期待に応えるのは困難である。一部事務所がテレビCMを行ってまでして多くの顧客を集めているのに比べ、弁護士会広報は甚だ不十分である。

日弁連が法務省に対し、民事法律扶助事件や刑事国選弁護事件の報酬増額を求め、根気よく交渉していくのは勿論であるが、単位会を超えて日弁連で潤沢な広報費用（億単位の金額）を集めるなどし、業務関連広報の飛躍的増強を図る必要がある。もちろん他方で、地道な努力によって、さまざまな関係機関・諸団体との連携強化を図り、法的需要を掘り起こすことも忘れてはならない。

#### (3) 経費負担の減額

業務拡充が容易でない中では、若手会員の諸負担の軽減を図ることが必須である。

##### ① 会費負担について

会費負担額がしばしば議論となるが、会費については、つねに会財政の健全性を配慮しつつも、若手会員にとって負担とならないような配慮が必要である。

この点、特に新会館臨時会費については、会館竣工から既に約 15 年が経過しようとしており、会館特別会計には約 50 億円もの潤沢な資金を蓄えているのであるから、新規登録会員からの徴収はもはや取り止めていい時期にさしかかっていると考える。同会費については、もともと全ての会員から 130 万円の金額を徴収していたところ、2004 年 4 月以降の入会会員については毎年 10 万円ずつ減額するようになった。2011 年 4 月以降

入会の会員については 50 万円を登録後 100 ヶ月間で徴収することとされており、2012 年 4 月以降入会会員について従来例に従うなら、さらに総会決議で減額を打ち出すことになるのであろうが、もはや徴収の終了（現在分割支払い中の会員については一定の年限までの支払いを求め、残を免除する）を検討してしかるべきである。

また一般会費については、現在の会則 27 条では、先進会員（4 項）、公務就任（6 項）や女性会員の出産（7 項）の減免規定のほか、一般会員は「病気その他特別の事情のため弁護士業務を執ることが著しく困難な弁護士会員」（5 項）の規定によって減免が認められるのみである。今後、健康で業務を行おうとしても、思うような収入があげられない会員が出てくるとすれば、一定の所得額（その金額をいくらとするかは慎重な検討を要する）に満たない会員については、申し出により所得額を証明させて会費の減免又は支払猶予を認める制度の創設も検討すべきである。

## ② 低コスト事務所経営の支援

登録即独立ないし早期独立をするような若手会員も徐々に増えつつあり、こうした若手会員に対する配慮も必要である。これら若手会員が独立した場合に、自宅兼事務所ではさまざまな支障を来すことが考えられる。インターネットの活用等により、極力低いコストで事務所経営ができるようなモデルプランを示すなどの支援をしていくことが必要である。

現在、東京都弁護士協同組合が検討中の小スペース事務所企画（ビルのワンフロアを細かく区画し低廉な利用料（月額 10 万円程度）で法律事務所として利用を可能にするというもの）は、弁護士会に代ってこのような事務所を提供しようとするものであり、これが実現した場合には、弁護士会も若手会員に対する積極的な紹介等の支援を行うべきである。

## 4 業務の質の確保について

(1) 新司法試験制度のもと、短期間の司法修習によってなされる実務家教育は十分なものではないとし、新規登録弁護士の質の低下を懸念する声大きい。若手会員が依頼者の信頼を得て業務基盤を確立していくためには、登録後も絶え間ない研鑽が必要であり、弁護士会は研修や OJT の場を多く提供し、若手会員の業務の質を高めていく必要がある。

### (2) 研修の充実と第二会館の必要性

新規登録弁護士向けの研修センターによる各種基礎的講義メニューを充実させ、継続的に若手会員に研修の場を提供すべきである。また、2(2)で提案したように、クラス制を導入することによって、小規模の単位で事例研究や報告の機会を継続的にもつことも検討すべきである。

こうした研修センターやクラスの活動に対応するには、もはや現会館の会議室では受け入れ能力がないので、可及的すみやかに研修を主目的とした新会館を取得（所有物件か賃

貸借物件かを問わない) すべきである。

### (3) O J Tの機会提供

弁護士会法律相談センターにおける法律相談において、相談と事件受任の共同化（ベテラン弁護士と若手会員のペアによる担当）を図るべきである。具体的には、一定の経験のある弁護士が若手会員との共同担当を認めた場合に、相談の優先枠を与え、優先的に相談を配転していくことが考えられる。

また、会派においても、所属事務所を超えて若手会員がベテラン弁護士と相談や事件受任を共同して行なえるような体制作りを検討すべきであり、弁護士会はO J Tを求める若手会員（会派に帰属していない者）を、その求めに応じ会派に紹介する等の事務を行うべきである。

以上